

大分県報

令和三年
第二一八号
六月二十二日

（火曜日）

公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正

告示

- 大規模小売店舗に関する意見
- 令和三年度臨時種畜検査に合格した種畜
- 土地改良区の定款変更認可
- 指定予定保安林（四件）
- 道路の供用開始
- 高潮浸水想定区域等の公表
- 公 告
- 契約者等の公示
- 土地改良区の役員の就退任

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十二日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第9号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務の部中「準用する第103条第3項」を「準用する第103条第4項」に改め、同部第113条の2の項を削り、同表の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する事務の部第23条第6項の項の次に次のように加える。

第23条の7第 特定災害対策本部長による指示の受理
2項

別表の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定する事務の部中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

大分県告示第四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により宇佐市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ宇佐店

宇佐市大字法鏡寺字川島四百九番一 外

二 意見の概要

交通について

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年六月二十二日から同年七月二十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

大分県告示第四百三十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和三年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

種畜証明書番号	名前	品種	検定成績				
令三大分県臨一第一号	A379	その他	級外	令三大分県臨一第二十四号	A340	その他	級外
令三大分県臨一第二号	A655	その他	級外	令三大分県臨一第二十五号	A288	その他	級外
令三大分県臨一第三号	A587	その他	級外	令三大分県臨一第二十六号	A542	その他	級外
令三大分県臨一第四号	A483	その他	級外	令三大分県臨一第二十七号	A490	その他	級外
令三大分県臨一第五号	A593	その他	級外	令三大分県臨一第二十八号	A558	その他	級外
令三大分県臨一第六号	A662	その他	級外	令三大分県臨一第二十九号	A465	その他	級外
令三大分県臨一第七号	A619	その他	級外	令三大分県臨一第三十号	A397	その他	級外
令三大分県臨一第八号	A296	その他	級外	令三大分県臨一第三十一号	A234	その他	級外
令三大分県臨一第九号	A551	その他	級外	令三大分県臨一第三十二号	A250	その他	級外
令三大分県臨一第十号	A493	その他	級外	令三大分県臨一第三十三号	A473	その他	級外
令三大分県臨一第十一号	A404	その他	級外	令三大分県臨一第三十四号	A388	その他	級外
令三大分県臨一第十二号	A552	その他	級外	令三大分県臨一第三十五号	A389	その他	級外
令三大分県臨一第十三号	A337	その他	級外	令三大分県臨一第三十六号	A406	その他	級外
令三大分県臨一第十四号	A199	その他	級外	令三大分県臨一第三十七号	A351	その他	級外
令三大分県臨一第十五号	A236	その他	級外	令三大分県臨一第三十八号	A617	その他	級外
令三大分県臨一第十六号	A333	その他	級外	令三大分県臨一第三十九号	TL1838	その他	級外
令三大分県臨一第十七号	A175	その他	級外	令三大分県臨一第四十号	TW6726	その他	級外
令三大分県臨一第十八号	A160	その他	級外	令三大分県臨一第四十一号	TL1827	その他	級外
令三大分県臨一第十九号	A581	その他	級外	令三大分県臨一第四十二号	TL1862	その他	級外
令三大分県臨一第二十号	A448	その他	級外	令三大分県臨一第四十三号	TL1828	その他	級外
令三大分県臨一第二十一号	A649	その他	級外	大分県告示第四百三十一号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和三年六月二十二日			
令三大分県臨一第二十二号	A260	その他	級外				
令三大分県臨一第二十三号	A136	その他	級外				

大分県知事 広 瀬 貞	
土地改良区名	所在地
元治水井路土地改良区	由布市
	認可年月日
	令三・六・一一

大分県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字内河野字大平一六九二番一、一六九二番五から一六九二番七まで、字小窪一六九六番一、字山中一七七二番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 保安林予定森林の所在場所

令和三年六月二十二日

佐伯市蒲江大字西野浦字大谷二一一五番・二一一七番・二一一八番・二一一〇番・二二三番一・二二三三番二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇七七番、二〇七八番、二〇八一番から二〇九二番まで、二〇九四番から二〇九七番まで、二一〇〇番、二一〇一番、二一〇三番から二一〇五番まで、二一〇七番、二一〇九番、二一一〇番一三、二一一一番一、二一一二番、二一一三番、二一一六番一、二一一六番二、二一一九番、二一一三〇番二、二一九二番、二二三二九番、二二三三〇番、二二三三六番、二二三三八番、二三四〇番、二三四二番、二三四三番、二三四四番、二三四五番、二三四六番、二三四八番、二三五〇番から二三五二番まで、字清水二二三三番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字大谷二〇八五番から二〇八八番まで・二〇九五番・二〇九六番・二一〇一番・二一二番・二一一五番・二一一八番・二一二〇番・二二三三番一・二二三三番二・二三五二番・字清水二二三三番一（以上十五筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市犬飼町黒松字西ノ平一五九四番から一五九六番まで、一六〇一番から一六〇

大分県報（告示）

八番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字西ノ平一六〇三番・一六〇五番・一六〇六番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市庄内町野畑字仁瀬ノ田二二九六番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道川上玖珠線

玖珠郡玖珠町大字帆足字宮副一七二七番四から
玖珠郡玖珠町大字帆足字宮副一七二五番四まで

令三・六・二二

大分県告示第四百三十七号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条の三第一項の規定により高潮浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により当該区域等を次のとおり公表する。

令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

海岸名

指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間

備考

豊前豊後沿岸

別図のとおり

「別図」は、省略し、大分県土木建築部河川課、中津土木事務所、宇佐土木事務所、豊後高田土木事務所、国東土木事務所、別府土木事務所及び大分土木事務所において縦覧に供する。

豊後水道西沿岸	別図のとおり	「別図」は、省略し、大分県土木建築部 河川課、大分土木事務所、臼杵土木事務 所及び佐伯土木事務所において閲覧に供 する。
---------	--------	---

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。
令和三年六月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
大分県人事給与システム開発委託業務 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部人事課
 - 三 随意契約の相手方を決定した日
令和三年四月二十一日
 - 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司
大分市東春日町十七番五十八号
 - 五 随意契約に係る契約金額
九千七百六十三万六千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三
百七十二号）第十一条第一項第一号に該当
- ~~~~~
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、日田市土
地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が
あった。

令和三年六月二十二日

大分県報（告示・公告）

五

		令和三年六月二十二日		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
		（退任役員）			
役名	氏名	住	所	役名	氏名
理事	樋口 治利	日田市大字三和一三三番地		理事	樋口 治利
〃	本田 正己	〃 大字渡里八九一番地		〃	本田 正己
〃	穴見 邦雄	〃 大字庄手二五九番地八		〃	穴見 邦雄
〃	高瀬 義徳	〃 大字庄手一九七番地二		〃	高瀬 義徳
〃	清水 征男	〃 大字上野四七七番地一		〃	清水 征男
〃	菅原 一美	〃 大字高瀬一八三番地		〃	菅原 一美
〃	堀 勝人	〃 大字友田三七六七番地		〃	堀 勝人
〃	諫山 茂太賀	〃 大字三和一七四番地五		〃	諫山 茂太賀
〃	武内 諭吉	〃 大字三和六三二番地		〃	武内 諭吉
〃	池田 茂	〃 上城内町一番五号		〃	池田 茂
〃	東 保雄	〃 大字渡里一〇一五番地三		〃	東 保雄
〃	高倉 隆人	〃 大字日高三〇一二番地一		〃	高倉 隆人
〃	穴井 文夫	〃 大字求来里四一五番地三		〃	穴井 文夫
〃	大藏 喜八	〃 大字渡里九四六番地		〃	大藏 喜八
監事	吉秋 継徳	〃 大字山田六〇七番地		監事	吉秋 継徳
〃	栗野 秋男	〃 大字庄手六四六番地二		〃	栗野 秋男
〃	坂本 富高	〃 大字日高四二九番地		〃	坂本 富高
（就任役員）					
役名	氏名	住	所	役名	氏名
理事	吉秋 継徳	日田市大字山田六〇七番地		理事	吉秋 継徳

令和三年六月二十二日

大分県報（公告）

六

〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
佐藤敏治	本川喜一	樋口和夫	貞清美知男	堀廣喜	野村常雄	栗野宗紘	栗野秋男	伊藤武士	武内諭吉	諫山茂太賀	加納幸憲	池田時雄	坂本富高	穴井文夫	熊川誠一	池田茂	高瀬義徳	
〃 大字東有田三一三二番地	〃 大字日高三二一八番地	〃 大字三和一三〇番地	〃 大字三和九四七番地一	〃 大字友田三七五一番地四	〃 大字上野六二〇番地一	〃 大字上野一三七番地一	〃 大字庄手六四六番地二	〃 大字友田一四一一番地	〃 大字三和六三二番地	〃 大字三和一七四番地五	〃 大字友田一四二一番地	〃 大字小迫二八五番地三	〃 大字日高四二九番地	〃 大字求来里四一五番地三	〃 大字三和二五二番地	〃 上城内町一番五一号	〃 大字庄手一九七番地二	